

件名	愛媛県県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例
主管課	労政雇用課
根拠法令等	<p>勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律 （平成27年9月18日公布、平成27年10月1日ほか施行）</p> <p>学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 （平成27年2月3日公布、平成28年4月1日ほか施行）</p>
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p><b>1 上記法律による職業能力開発促進法の改正に伴う規定整備</b></p> <p>○第1条（設置）  法第15条の6第1項第1号の職業能力開発校として、愛媛県立高等技術専門校を設置する。  ⇒<b>第15条の7第1項第1号</b></p> <p>○第2条（業務）  高等技術専門校は、普通職業訓練（法第15条の6第1項第1号に規定する普通職業訓練をいう。）その他職業能力の開発及び向上に↓関し必要な業務を行う。  <b>第15条の7第1項第1号</b></p> <p>○第5条（高等技術専門校以外の施設において行うことができる職業訓練）  法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 ⇒<b>第15条の7第1項第1号ただし書</b></p> <p>○第6条（他の施設の教育訓練を受けさせることによつて行う職業訓練）  法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ↓効果的な職業訓練とする。  <b>第15条の7第3項</b></p> <p><b>2 上記省令による職業能力開発促進法施行規則の改正に伴う規定整備</b></p> <p>○第4条（訓練基準）  訓練時間については、1年につきおおむね1,400時間（訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあっては、1年につきおおむね700時間）であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校_____を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者↓又はこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする訓練科にあつては2,800時間以上  <b>若しくは義務教育学校</b></p>	
施行日	公布の日。ただし、第4条の改正規定は、平成28年4月1日。
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p><b>1 職業能力開発促進法の改正の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務経歴等記録書（ジョブカード）の普及</li> <li>・キャリアコンサルタント（労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言・指導を行う者）の登録制の創設</li> </ul> <p><b>2 職業能力開発促進法施行規則の改正の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化による義務教育学校の追加</li> </ul>	